総務省ＨＰより引用

直接請求制度とは

○　直接請求とは、間接民主制を補完する仕組みとして、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の一定数以上の連署（署名）を集めることで、その代表者から一定事項を請求することができる制度です。

○　直接請求の主な種類、必要な署名数、請求先は以下の表のとおりです。

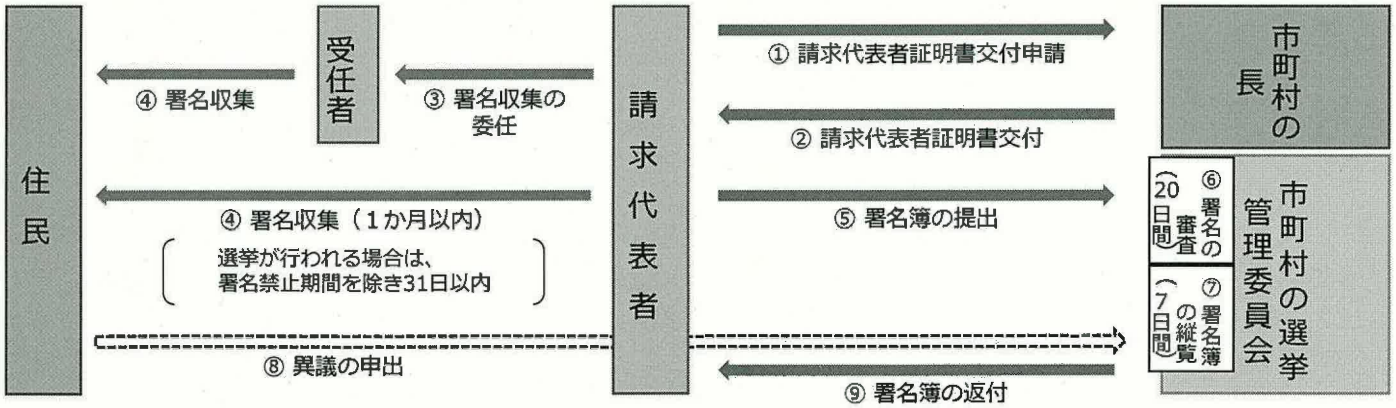
種類		必要な署名数	請求先
条例の制定・改廃の請求		選挙権を有する者の５０分の１以上	長
事務の監査請求			監査委員
議会の解散請求		選挙権を有する者の３分の１以上 （議員の解職請求の場合、選挙区があるときは、所属する選挙区を単位として計算する。） **（※）選挙権を有する者が４０万を超え８０万以下の場合にあってはその４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、８０万を超える場合にあってはその８０万を超える数に８分の１を乗じて得た数と４０万に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数。**	選挙管理委員会
解職請求	議員		
	長		
	主要な公務員（副知事、副市町村長、選挙管理委員等）		長

引用元：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chokusetsu_seikyu.html

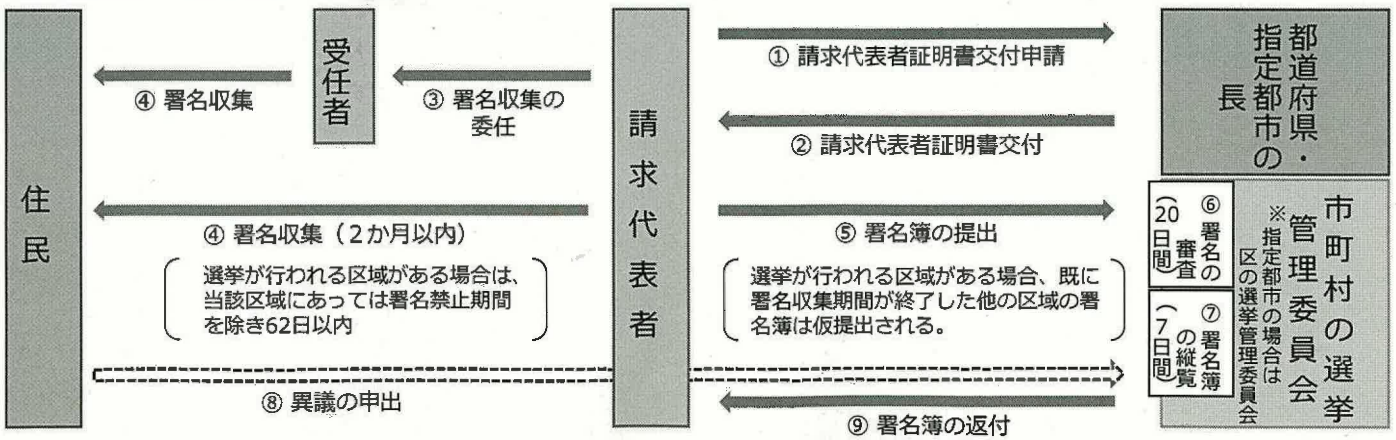
直接請求の署名収集の流れ

＜指定都市以外の市町村の場合＞

（条例の制定又は改廃の請求の場合）



＜都道府県・指定都市の場合＞



引用元：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chokusetsu_seikyu.html

署名をされる皆様へ

署名ができるのは選挙権を有する方に限られます！

○　署名をすることができるのは、**選挙権を有する方**（普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する方）**に限られ**、**選挙権を有しない方は署名をすることができません**。

【具体的な違反事例】
・　ターミナル駅の街頭で行われていた署名収集において署名をしたが、選挙権を有しない他の地方公共団体の直接請求に係る署名収集であった。

署名は自署が原則であり、代筆には制限があります！

○　署名は、**ご自身がしなければなりません**。

○　**他人の氏名を署名簿に記載する行為**は、**署名の偽造**となるため、**認められません**。

○　**代筆をするには**、同じ市町村の選挙権を有する方が、**心身の故障等**（指先や腕の疾病、失明等により自署又は点字による記載が困難な場合）**により署名をすることができない場合でなければなりません。**

【具体的な違反事例】
・　署名は自署する必要があるにも関わらず、家族の１人が家族全員分の署名をした。　⇒　**署名の偽造となります！**
・　心身の故障等の事由がないにも関わらず、家族の１人が家族全員分の署名を代筆した。　⇒　**違法な代筆となります！**

※　上記に違反した場合、**３年以下の懲役若しくは禁錮又は５０万円以下の罰金に処せられることがあります**。

郵便、回覧、店舗等に備え付けられた署名簿には署名できません！

○　署名収集者となるには、**請求代表者又はその受任者でなければなりません。それ以外の方が収集した署名は無効となります**。

○　署名は、署名収集者が、直接、**収集しなければなりません**ので、**郵便、回覧、店舗等に備え付けられた署名簿による署名は無効となります**。

署名簿は縦覧に供されます！

○　**署名簿に記載した署名、住所、生年月日等は**、署名収集後、関係人（選挙権を有する方）の**縦覧に供されます**。

引用元：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chokusetsu_seikyu.html

署名を収集される皆様へ

署名収集者となることができるのは請求代表者と受任者に限られます！

○　署名収集者となることができるのは、**請求代表者とその受任者に限られており、それ以外の方が署名を収集することはできません**。

○　**受任者は、選挙権を有する方でなければなりません**。

○　**請求代表者**は、**すべての市町村**（指定都市の場合は区）**の選挙権を有する方の署名を収集することができますが**、**受任者**は、**受任者の属する市町村**（指定都市の場合は区）**の選挙権を有する方の署名しか収集することができません**。

○　受任者が署名を収集する場合、**受任者の氏名等が記載された委任状が綴られた署名簿を用いて**、署名を収集しなければなりません。

○　その他、法令の定める**所定の手続によらない署名簿を用いて署名を収集することはできません**。

【具体的な違反事例】
- 受任者の氏名等の記載のない委任状が綴られた署名簿を用いて、署名を収集していた。
- ターミナル駅で署名を収集したが、受任者の属する市町村以外の市町村の選挙権を有する方の署名が含まれていた。

※　上記に違反した場合、**１０万円以下の罰金に処せられることがあります**。

署名収集の方法には制限があります！

○　署名収集は、署名収集者が、直接、**署名させなければなりません**。したがって、**戸別訪問や街頭での署名収集は可能**ですが、**郵便や回覧による署名の収集はできません**。

○　署名は、**本人にさせなければなりません**。

○　**代筆をするには**、同じ市町村の選挙権を有する方が、**心身の故障等**（指先や腕の疾病、失明等により自署又は点字による記載が困難な場合）**により署名をすることができない場合でなければなりません**。
（**署名収集者は、代筆者となることができません**。）

引用元：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chokusetsu_seikyu.html